(第1面)

#### 産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 27日

(あて先) さいたま市長

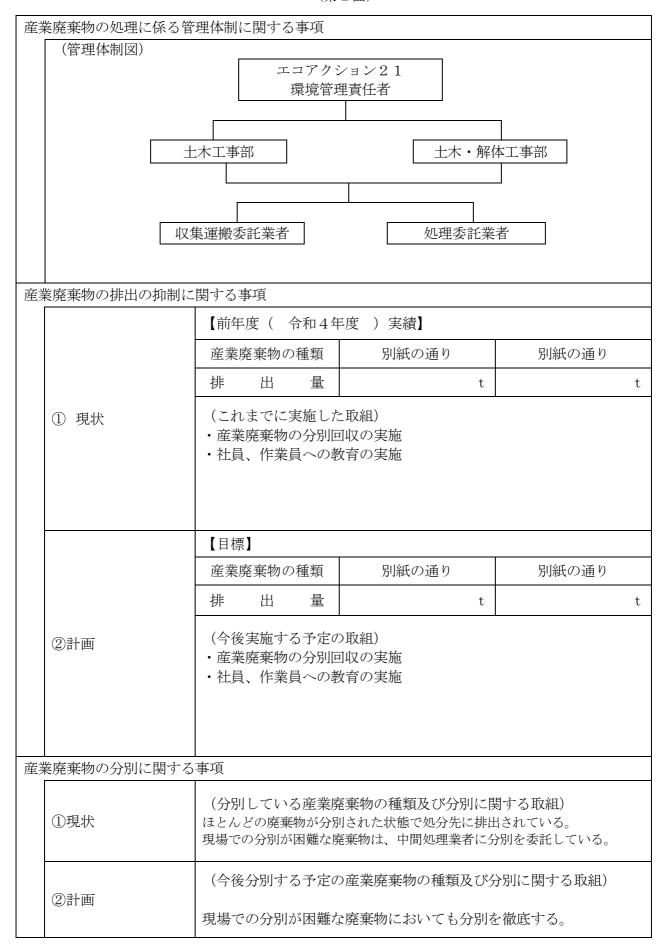
### 提出者

住 所 さいたま市中央区新中里2丁目16番9号 氏 名 金本建設株式会社 代表取締役 金本 俸謙 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 048-852-3479

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	金本建設株式会社
事	業場の所在地	さいたま市中央区新中里2丁目16番9号
計	画 期 間	令和5年 4月 1日から令和6年 3月31日まで
当記	<b>亥事業場において現に行</b>	っている事業に関する事項
	①事業の種類	総合工事業
	②事業の規模	29,600万円
	③ 従 業 員 数	1 2 人
	④産業廃棄物の一連 の処理の工程	がれき類→破砕(委託)→再生砕石として再利用 ガラス・陶磁器くず→破砕(委託)→再生利用 廃プラ→破砕・圧縮(委託)→再生利用 木くず→破砕(委託)→再生利用 廃石膏ボード→破砕(委託)→再生利用 紙くず→破砕・圧縮(委託)→再生利用 繊維くず→破砕・圧縮(委託)→再生利用 汚泥→造粒固化・脱水(委託)→再生処理 金属くず→破砕・圧縮(委託)→再生利用 蛍光灯→水銀加熱回収(委託)→再生利用 混合廃棄物→分別・破砕・圧縮(委託)→再生利用及び最終処分場埋立 石綿含有産業廃棄物→最終処分場埋立

(日本工業規格 A列4番)



自	う行う産業廃棄物の再生	利用に関する事項								
		【前年度( 令和4年度 )実績】	無し							
		産業廃棄物の種類								
	① 現状	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t						
	₩ 9LW	(これまでに実施した取組)								
		【目標】 無し								
		産業廃棄物の種類								
	② 計画	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t						
	② 計画	(今後実施する予定の取組)								
自	 う行う産業廃棄物の中間	 処理に関する事項								
		【前年度 ( 令和4年度 ) 実績】 無し								
		産業廃棄物の種類								
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t						
	① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t						
		(これまでに実施した取組)	1							
		【目標】 無し								
		産業廃棄物の種類								
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t						
	② 計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t						
		(今後実施する予定の取組)								

自	っ行う産業廃棄物の埋立	処分又は海洋投入処分に関す	する事項						
		【前年度( 令和4年度	)実績】無し						
		産業廃棄物の種類							
		自ら埋立処分又は							
	<ol> <li>現状</li> </ol>	海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t					
		(これまでに実施した取組	)						
		【目標】無し							
		産業廃棄物の種類							
	② 計画	自ら埋立処分又は							
		海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t					
		(今後実施する予定の取組)							
産業	養廃棄物の処理の委託に	関する事項							
		【前年度( 令和4年度	)実績】 別紙の通	Ŋ					
		産業廃棄物の種類							
		全処理委託量	t	t					
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t					
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t					
	① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t					
		認定熱回収業者以外の							
		熱回収を行う業者への   処理委託量	t	t					
		(これまでに実施した取組	.)						
1									

# (第5面)

		【目標】別紙のとおり	)	
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	② 計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の	)取組)	
<b>※</b> 1	事務処理欄			

#### 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 種類別産業廃棄物排出実績・目標

単位:t

種類	令和4年度実績				令和5年度目標	備考
がれき類	7,954.29				5,000.00	
ガラス・陶磁器くず	5.50				3.00	
廃プラスチック類	37.80				30.00	
石綿含有産業廃棄物	23.10				20.00	
建設汚泥	-				5.00	
紙くず	-				-	
木くず	773.20				300.00	
繊維くず	4.11				10.00	
廃石膏ボード	7.50				10.00	
混合廃棄物	11.94				30.00	
廃石綿等	-				5.00	
蛍光灯	0.002				1.00	
廃酸	ı				-	
合計	8,817.44	-	_	_	5,414.00	

## 【 別紙 】 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【刑 十茂 ( 7 加4 十茂 ) 天积 】 年位 二	度(令和4年度)実績】 単	位:t
-----------------------------	---------------	-----

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物	廃石綿等	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	蛍光灯	廃酸	合計
全処理委託量	7,954.29	5.50	37.80	23.10	-	-	_	773.20	4.11	7.50	11.94	0.002	-	8,817.44
優良認定処理業者へ の処理委託量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再生利用業者への処 理委託量	7,954.29	5.50	37.80			-	-	773.20	-	7.50	11.94	0.002	-	8,790.23
認定熱回収業者への 処理委託量														
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量														

(これまでに実施した取組)

産業廃棄物を排出する部署においては、処理委託業者に対して処理委託契約書を終結し排出の際にはマニフェストを発行し、E票の回収により適正処理の確認をする。 状況に応じて現地確認を実施する。

#### 【目標】 単位:t

①現状

②計画

産業廃棄物の種類	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物	廃石綿等	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合廃棄物	蛍光灯	廃酸	合計
全処理委託量	5,000.00	3.00	30.00	20.00	5.00	5.00	-	300.00	10.00	10.00	30.00	1.00	_	5,414.00
優良認定処理業者へ の処理委託量	2,000.00	3.00	5.00	-	-	3.00		50.00		5.00	20.00			2,086.00
再生利用業者への処 理委託量	3,000.00	2.00	25.00	-	-	2.00	-	250.00	10.00	3.00	5.00	1.00	-	3,298.00
認定熱回収業者への 処理委託量														
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者へ の処理委託量														

(今後実施する取組)

従来どおり